

第14回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年5月31日 13:30~14:00

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員  
4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員  
7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員  
10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員  
13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員  
18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 21番 成田 俊英委員  
(以上 18名)

4. 欠席委員 16番 松永 征明委員 20番 稲場 洋二委員  
(以上 2名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 大西 俊二 事務局補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓  
(以上 5名)

会議録署名委員の指名 12番 佐藤 泰正委員  
13番 細川 裕委員

会期決定について 平成28年5月31日(1日)

6. 議事日程 会務概要報告

報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画の決定について

議長  
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まりいただきまして、有り難うございました。  
ただいまより、第14回釧路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は18名です。  
議事録署名人に12番、佐藤泰正委員、13番、細川裕委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。  
なお、会期は本日5月31日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告と報告案件をお願いします。

事務局  
大西事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書2ページ、3ページ、4ページをご覧下さい。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは、次に報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書5ページ目の報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を、農業委員会に届け出なければなりません。

今回、音別地区で1件の届出がありました。

議案書6ページの表の1番ですが、被相続人■■■■■■が所有していた■■■■■■、他18筆、合計■■■■■■㎡の農用地を相続人■■■■■■が平成28年1月10日、相続により所有権を取得したことにより、平成28年4月14日、同氏よりその旨届出があり、平成28年5月12日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上1件の相続の届出について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第43号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の7ページでございます、報告第43号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、借入人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書8ページの表の1番は、資料が9ページから10ページでございます。

■■■■が所有する■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、5月14日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、議案書8ページの表の2番は、資料が11ページ、12ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の畑について、借主であります■■■■との間で、4月28日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、2件の合意解約について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第43号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。

議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部補佐

それでは、議案書の13ページでございます、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について提案致します。

今回は、釧路地区で6件、阿寒地区で3件、音別地区で4件の計画がございます。

議案書14ページの表の1番ですが、資料が議案書の19ページから21ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他20筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■との間で年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の

設定を行いました。

次に、議案書14ページの表の2番ですが、資料が議案書の19ページ、22ページにあります。

が所有する、  
、他2筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行いました。

次に、議案書15ページの表の3番ですが、資料が議案書の19ページ、23ページにあります。

が所有する、  
、他6筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、との間で年間 円、期間は1年間で賃貸借による利用権の設定を行いました。

次に、議案書15ページの表の4番ですが、資料は議案書の24ページから27ページにあります、が所有する、  
、他17筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、との間で年間 円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書15ページの表の5番ですが、資料は議案書の28ページ、29ページにあります、が所有する、  
、の1筆、 $\text{m}^2$ の農地について、との間で年間 円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書16ページの表の6番ですが、資料は議案書の28ページ、30ページにあります、が所有する、  
、の1筆、 $\text{m}^2$ の農地について、あっせんにより、に、円で売買による所有権の移転を行うものです。

次に、議案書16ページの表の7番ですが、資料は議案書の31ページ、32ページにあります、が所有する、  
、他1筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、あっせんにより、に、円で売買による所有権の移転を行うものです。

次に、議案書16ページの表の8番ですが、資料は議案書の33ページ、34ページにあります、が所有する  
、他5筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、農地保有合理化事業により、  
に、円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書17ページの表の9番ですが、資料は議案書の33ページと、35ページから39ページにあります、が所有する  
、他28筆、合計  $\text{m}^2$ の農用地について、農地保有合理化事業により、  
に、円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書17ページの表の10番ですが、資料は議案書の40ページ、41ページにあります、が所有する  
、他1筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、農地保有合理化事業により、  
に、円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書17ページの表の11番ですが、資料は議案書の40ページ、42ページにあります、が所有する  
、他2筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、農地保有合理化事業により、  
に、円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書18ページの表の12番ですが、資料は議案書の40ページ、43ページ、44ページにございます、[ ]が所有する[ ]、他12筆、合計 [ ]㎡の農地について、農地保有合理化事業により、[ ]に、[ ]円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書18ページの表の13番ですが、資料は議案書の45ページから47ページにございます、[ ]が所有する[ ]、他5筆、合計 [ ]㎡の農地について、農地保有合理化事業により、[ ]に、[ ]円で売買による所有権移転を行うものです。

以上13件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、2番は[ ]、9番は[ ]、11番は[ ]、[ ]が議事参与の制限を受けますので、2番、9番、11番の順に個別に審議し、残りを一括審議することと致します。

それでは、2番を審議しますので[ ]は退室して下さい。

( [ ]退室)

議長  
野村会長

2番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定いたします。

[ ]は入室して下さい。

( [ ]入室)

議長  
野村会長

2番については、原案どおり決定致しました。

それでは次に、9番を審議しますので、[ ]は退室して下さい。

( [ ] 退室)

議長  
野村会長

9番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番について原案のとおり決定いたします。

[ ]は入室して下さい。

( [ ] 入室)

議長  
野村会長

9番については、原案のとおり決定致しました。

それでは次に、11番を審議しますので、[ ]、[ ]は退室して下さい。

( [ ]、[ ] 退室)

議長  
野村会長

11番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の11番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の11番について、原案のとおり決定いたします。

■■■■、■■■■は入室して下さい。

(■■■■、■■■■入室)

議長  
野村会長

11番については、原案のとおり決定致しました。

それでは、残りの1番と3番から8番、10番、12番、13番を一括審議します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と3番から8番、10番、12番、13番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と3番から8番、10番、12番、13番については原案のとおり決定いたします。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年5月31日

議長 野村 照 明

署名委員 佐藤 泰 正

署名委員 細川 裕